

議案第 83 号

市道の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

記

別紙市道認定路線調書による。

平成 29 年 8 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

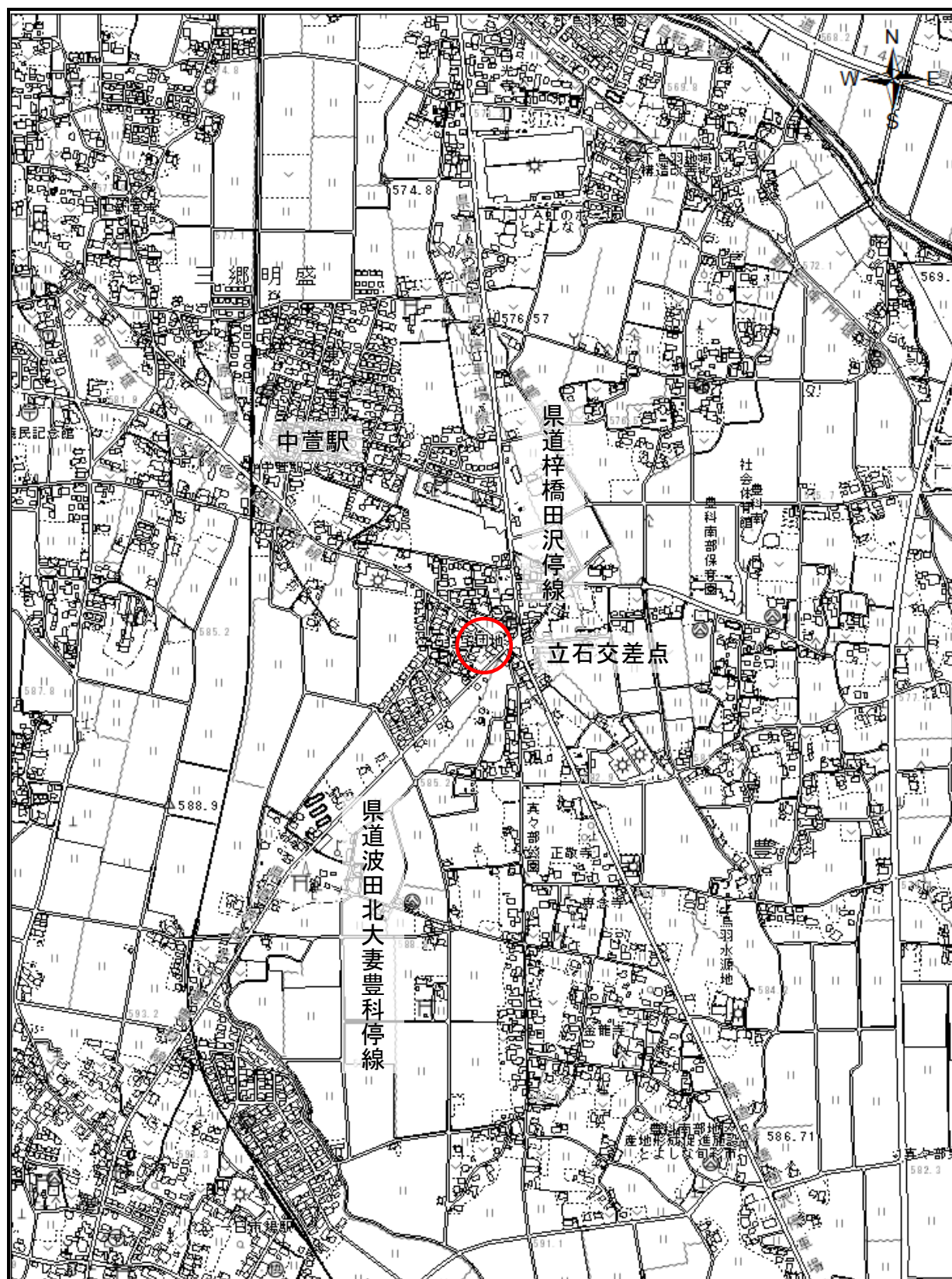
(別紙)

市道認定路線調書

整理 番号	路 線 番 号	起 点 地 番	延 長 (m)	重要 な経 過地	認 定 理 由
	路 線 名 称	終 点 地 番	幅 員 (m)		
1	13609	豊科高家6507番地3先	L= 31.6		宅地造成に伴う認定
	豊科3609号線	豊科高家6497番地5先	W= 6.0		
2	54301	明科中川手4161番地3先	L = 73.6		宅地造成に伴う認定
	明科4301号線	明科中川手4161番地11先	W = 5.4		

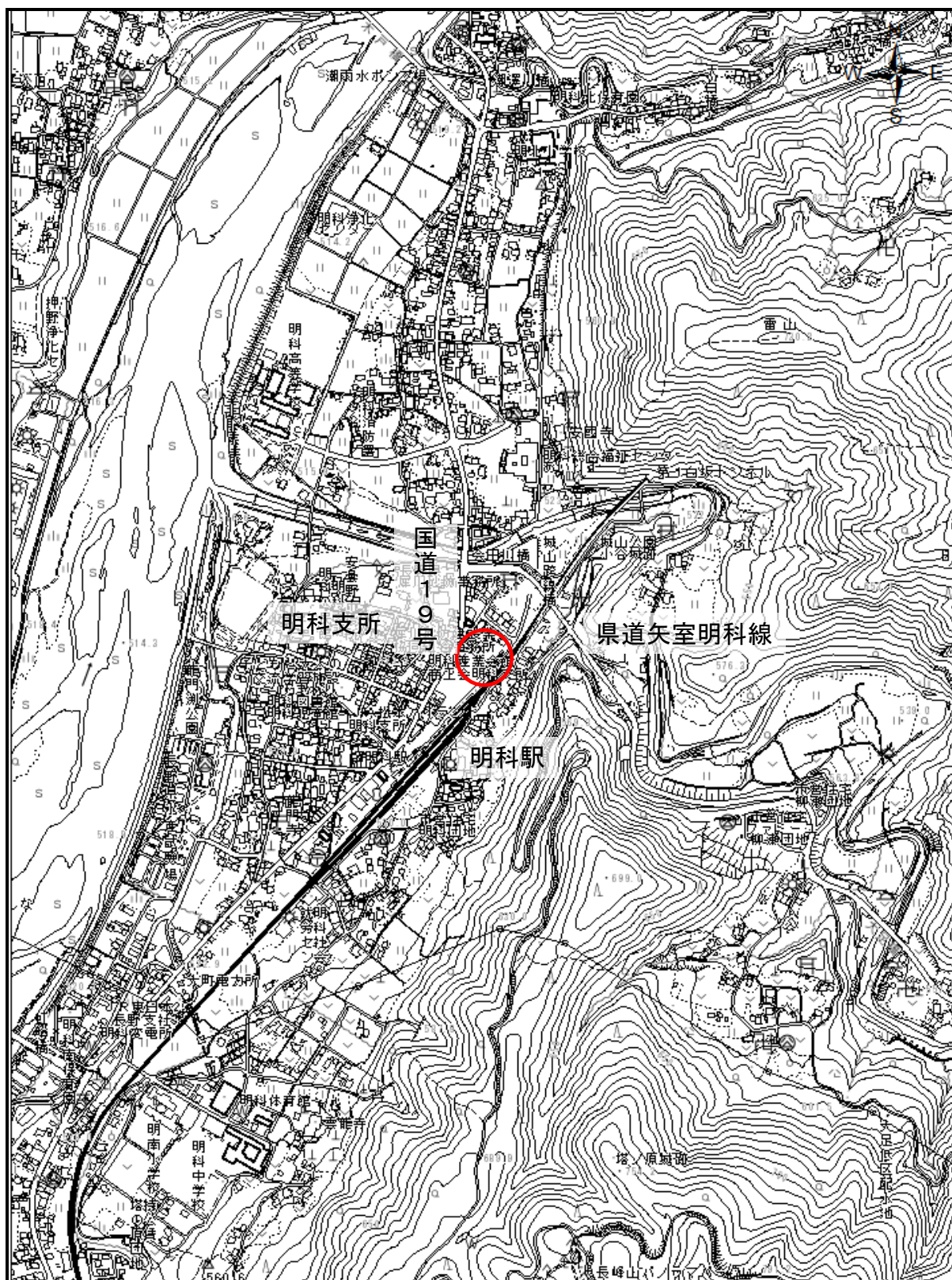
認定路線網図

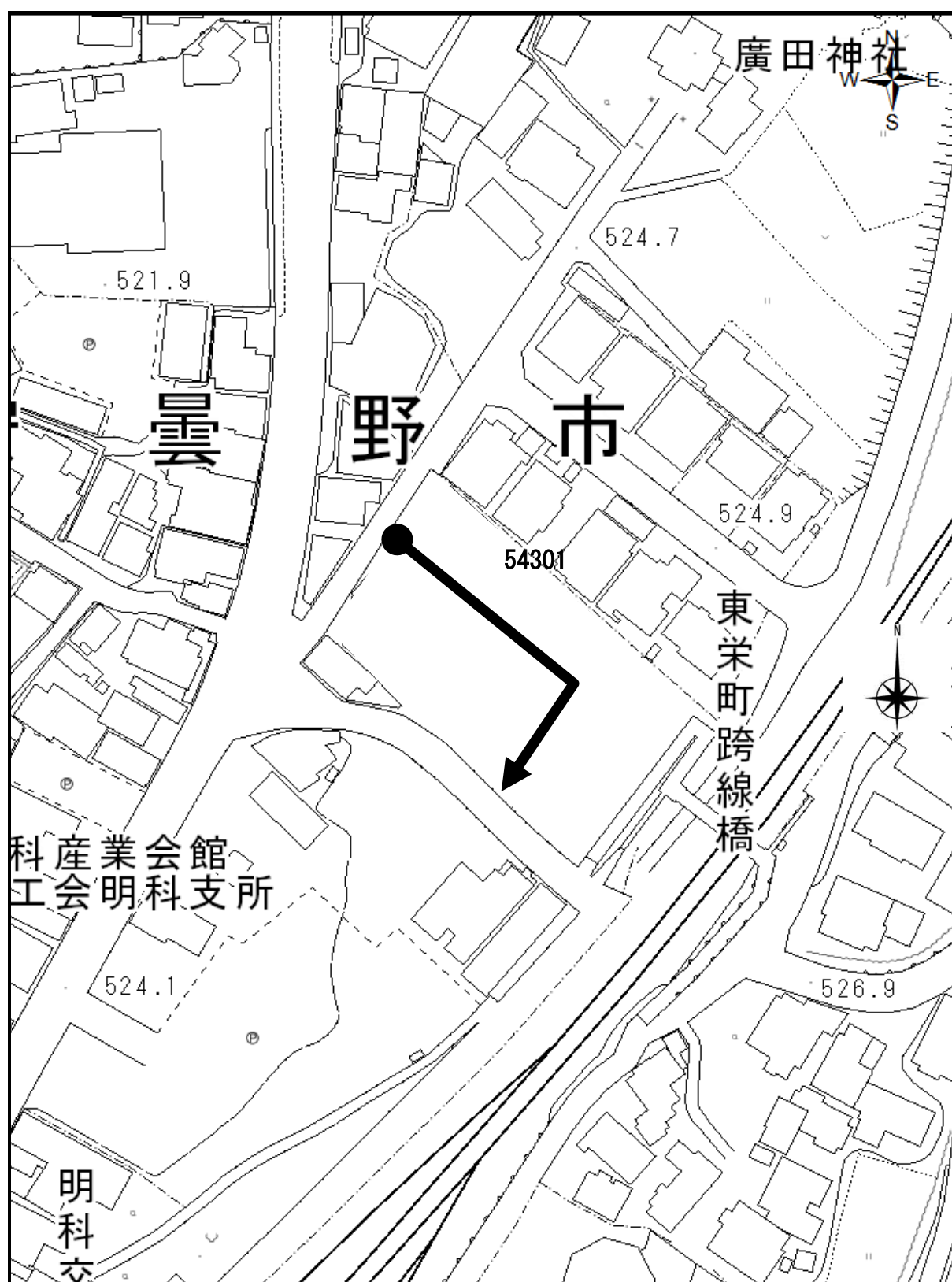
整理番号 1





整理番号 2





議案第 84 号

松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 291 条の 3 第 1 項の規定により、平成 30 年 4 月 1 日から松本広域連合の処理する事務を変更し、松本広域連合規約を別紙のとおり変更する。

平成 29 年 8 月 22 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

松本広域連合規約の一部を変更する規約

松本広域連合規約(平成 11 年長野県指令 10 地第 1018 号)の一部を次のように変更する。

第 4 条第 11 号中エを削り、オをエとし、同号を同条第 12 号とし、同条第 3 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 広域的な観光振興に関する事務

第 5 条中第 10 号を第 11 号とし、同条第 9 号中エを削り、オをエとし、同号を同条第 10 号とし、同条第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 広域的な観光振興に関すること。

別表第 1 中	「	3 旧伝染病舎跡地の管理に関する事務	を	「	3 広域的な観光振興に関する事務	に、
		4 広域的なごみ処理の対応に関する事務			4 旧伝染病舎跡地の管理に関する事務	
		5 職員の共同研修及び派遣研修に関する事務			5 広域的なごみ処理の対応に関する事務	
		6 広域的な調査研究に関する事務			6 職員の共同研修及び派遣研修に関する事務	
「		7 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	を	「	7 広域的な調査研究に関する事務	に改める。
		8 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務			8 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	
」				」	9 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務	

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条及び第18条関係）

処理事務	経費	市村	負担割合
1 消防に関する事務 （消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）	共通経費	松本市	総経費の9／10の額に基準財政需要額の割合を乗じて得た額に総経費の0.6／10の額を加えて得た額
		塩尻市	総経費の9／10の額に基準財政需要額の割合を乗じて得た額に総経費の0.15／10の額を加えて得た額
安曇野市		総経費の9／10の額に基準財政需要額の割合を乗じて得た額に総経費の0.25／10の額を加えて得た額	
東筑摩郡の各村		総経費の9／10の額に基準財政需要額の割合を乗じて得た額	
3 液化石油ガス設備工事の届出に関する事務		関係市村	高速道路救急業務に係る特別交付税の交付決定額に相当する額

備考

- 「基準財政需要額」は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第10条第3項前段の規定による交付税額の決定に際し用いた前年度の消防費に係る基準財政需要額とする。
- 「高速道路救急業務に係る特別交付税の交付決定額」は、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）に規定する高速道路等救急業務に係る特別交付税の前年度12月交付決定額とする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 85 号

小学校施設改修事業 穂高南小学校長寿命化改良工事 I・II 期 請負契約について

平成 29 年 7 月 27 日一般競争入札に付した小学校施設改修事業 穂高南小学校長寿命化改良工事 I・II 期について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 小学校施設改修事業 穂高南小学校長寿命化改良工事 I・II 期 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 583,200,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | ハシバテクノス・武井組特定建設工事共同企業体
安曇野市穂高牧 2320 番地 1
代表 ハシバテクノス(株)安曇野営業所
所長 清水 泰尚 |

平成 29 年 8 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 86 号

安曇野市堀金公民館講堂等改修工事請負契約について

平成 29 年 7 月 27 日一般競争入札に付した安曇野市堀金公民館講堂等改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 安曇野市堀金公民館講堂等改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 280,800,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 吉川・武井特定建設工事共同企業体
安曇野市穂高 1054 番地 4
代表 吉川建設(株)あづみ野営業所
所長 代田 公規 |

平成 29 年 8 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘